

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 福祉課	
契約締結年月日	令和7年3月3日	
業 務 名	障がい福祉システム改修委託業務	
業 務 の 概 要	令和7年4月からの障害福祉業務に支障を来たさぬよう、障がい福祉システムについて、就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化及び同一世帯における複数児童の上限管理に対応するための必要な改修を行う。	
契約金額(税込)	528,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	株式会社日立システムズ中部支社は、障害者総合福祉システムの構築業者であり、当該システムについて熟知していることから、効率的な業務遂行と障害発生時の迅速な対応が可能である。また、本業務を他の業者に発注した場合、当該システムの運用に著しい支障が生じるおそれがあるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 福祉課です。